

雇用分野の発達障害者への支援施策(1)

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

(1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談、支援を実施する。また、発達障害者が有する困難を補助するテクノロジー等就労支援機器を設置する。

※ 就職チューターの配置(安定所)
平成20年度:5局15名→21年度:10局25名

(2) 発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を実施する。

※ 実施箇所数 6箇所

(3) 発達障害者雇用開発助成金 [平成21年度新規] (発達障害者の雇用促進モデル事業)

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、地域障害者職業センターにおいて支援を受けた発達障害者について、ハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行う。

(4) 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける試行実施

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターで発達障害者に対する専門的支援の試行を行う。

※ (独)高齢・障害者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

(1) ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の障害者に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、福祉・教育等関係機関と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施する。
併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

(2) 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するための短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

(平成21年度9,500人)

(3) 福祉施設の人材を活用したジョブコーチ支援の充実

福祉施設の職員が行うジョブコーチ支援について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、福祉施設のノウハウを生かした効果的な職場適応援助を行う。

※ 障害者雇用納付金事業

(4) 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関ネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

(平成20年度:205か所→21年度:265か所)

雇用分野の発達障害者への支援施策(2)

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

○ 一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練モデル事業

(平成19年度開始)

一般の公共職業能力開発校において、発達障害者を対象とした訓練コースを設置し、その障害に配慮した職業訓練を行うモデル事業を実施する。(H20:6カ所→H21:10カ所)

○ 障害者職業能力開発校における発達障害者対象訓練の実施

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の運営する中央障害者職業能力開発校及び吉備高原障害者職業能力開発校において、発達障害者を対象とした専門的な職業訓練を実施している。また、H20年度から、職業能力開発総合大学校において「テクノロジー(支援技術)を活用した発達障害者の就労促進・就労継続に向けた支援等に関する研究会」を開催し、職業訓練や就労支援の場での支援機器等の活用方法や就労環境整備の在り方について調査・研究を行っている。

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

○ 障害の態様に応じた多様な委託訓練

身近な地域で職業訓練が受講できるよう、居住する地域の企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等を活用した障害の態様に応じた多様な委託訓練を各都道府県において実施している。

障害者委託訓練は、①座学により知識・技能の習得を図る「知識・技能習得訓練コース」、②企業の現場を活用して実践的な職業能力の向上を図る「実践能力習得訓練コース」、③通学が困難な人などを対象とした「e-ラーニングコース」、④特別支援学校高等部の生徒で、卒業後の就職先が内定していない就職希望者を対象とした「特別支援学校早期訓練コース」を実施している。

また、平成21年度から、新たに「在職者訓練コース」を設置し、在職中の障害者に対して、雇用継続に資する知識・技能を付与するための職業訓練を実施する。

※ 対象者数 H20:8,150人→H21:9,550人

若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

〔現状〕

- コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者は、採用に至らなかったり、離転職を繰り返して、ニートやひきこもりになる例も少なくない。
- こうした困難を抱える要因の1つとして「発達障害」である場合がある。

〔対応の方向性〕

- 発達障害であった場合でも、適切な支援を受けることで、就職可能性が拡大する。
- 発達障害ではないが、コミュニケーション能力に問題があるボーダーライン上の者の者についても、発達障害者と同様の支援を受けることで、その就職可能性が拡大する。

ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援システムを創設

- ① 若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築
- ② 発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
- ③ 発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズや応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

要支援者の発見

適切な支援への誘導

希望に応じた支援の提供

就職

ハローワークや若者向け就職支援機関から

- ハローワークでの相談時に、担当者が就職不調の背景に障害のあることに気づき、専門支援機関等に適切に誘導。
- 地域若者サポートステーションにおける相談過程において、専門支援機関等に誘導。
 - ハローワークに就職チューターを配置
 - 発達障害者専門指導監による関係機関の担当者の相談スキルの向上

大学等高等教育機関・学校から

- ハローワークと大学等高等教育機関の障害者修学支援等との連携
- 発達障害に関する就職支援情報・方法を提供
- 発達障害学生に希望に応じて卒業前から職業相談等を実施

インターネットから

自らの特性に気づき専門的な支援サービスの活用方法を習得するためのツール(サポートブック(仮称))を開発し、インターネット上で公開

障害者向け専門支援を選択する者

障害者向け専門支援を選択しない者

地域障害者職業センター

職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援等の提供

ハローワーク

障害専門窓口での支援

一般相談窓口での支援

○ 就職チューターによる職業相談・職場定着支援

ハローワーク又は学生職業センターにテクノロジー等就労支援機器の設置

その他の若者向け就職支援機関

発達障害者専門指導監による指導

※本プログラムは次の10局で実施→北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡

(下線太字はH20就職チューター配置。残りの5局にH21配置。)

発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業の拡充

発達障害を理解するために
～支援者のためのQ&A～
(平成16年度)
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
障害者職業総合センター職業センター

発達障害のある人の
雇用管理マニュアル
(平成17年度)
厚生労働省

成果の活用

発達障害者支援関係者に対する講習

[対象者:雇用、医療、保健福祉、教育等関係機関の就労支援関係者]

事業主に対する発達障害者雇用促進セミナー

[対象者:事業主等]

より具体的な支援ニーズを把握し、適切な支援ノウハウを構築

発達障害者の体験交流会

- 発達障害者の意見、ニーズを知る機会
- 支援ノウハウを検証し、向上を図る機会

[対象者:就労支援関係者、事業主、発達障害者]

発達障害者の就労支援を行うための共通基盤を整備

発達障害者雇用開発助成金 ～発達障害者の雇用促進モデル事業～

1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴うが、事業主においては、発達障害者の雇用経験が少ないことや、発達障害者について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、地域障害者職業センターの支援を受けた発達障害者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



2 内容

(1) 対象事業主

地域障害者職業センターにおいて職業評価を受けた発達障害者を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※

※ 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

地域障害者職業センターにおける 発達障害者に対する専門的支援の試行実施の流れ

職業準備支援

発達障害者就労支援カリキュラム

【12週間程度】

センター内での技能体得
のための講座(技能体得講座)
【8週間程度】

- ・ 問題解決技能
- ・ 対人技能
- ・ リラクゼーション技能
- ・ 作業マニュアル作成技能

事業所での体験実習等を通じた
実践的な支援(実践的支援)
【4週間程度】

- ・ 事業所での体験実習を実施(3週間程度)
(各種技能を事業所で実践的に支援)
- ・ 事業所での支援状況を踏まえ、技能体得講座等を再実施

対象者個々の状況に応じた基本的な
支援方法、環境調整方法等の整理

職場開拓・職業紹介

ジョブコーチ支援等による就職支援・フォローアップ

ハローワーク・発達障害者支援センターとの
連携の下で対象者を選定、利用勧奨

個別課題の対応
策等について
の話し合い

個別相談

実施状況や翌日
の支援内容等の
確認等

技能体得講座で学んだ
技能の実践、その結
果を踏まえた再支援

常設の模擬的就労場
面を活用した作業支援
(ジョブコーチ等移行支援)

センター内での作業支援か
ら事業所内での作業支援に
移行させ、作業支援、就労
支援カリキュラム、個別相
談を体系的に実施

★ 発達障害者対象訓練コースの概要

